

第8期第10回むかわ町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和7年4月25日(金) 午後2時00分から午後2時23分

2. 開催場所 穂別町民センター 第1・2会議室

3. 出席委員 ○(23名)

4. 欠席委員 △(4名)

1番	稲田 春一	○	10番	石崎 憲一	○	19番	清瀬 利一	○
2番	清水 修一	○	11番	小岸 元気	○	20番	森山 幸治	○
3番	小林 朋導	○	12番	辻 勉	○	21番	中澤 浩	○
4番	土屋 祐規	○	13番	中田 賢大	○	22番	藤岡 健人	○
5番	渋谷 裕二	△	14番	鈴木 秀子	○	23番	貞廣 賢治	○
6番	柴田 健志	△	15番	田代 英孝	△	24番	伊藤 正人	○
7番	内海 久俊	○	16番	林 利輝	○	25番	藤江 政利	△
8番	藤井 智子	○	17番	清野 薫	○	26番	平島 道弘	○
9番	松並 恵一	○	18番	毛利 武	○	27番	佐々木保成	○

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会期の決定

第3 報告第1号 人事異動の発令に関する件

第4 報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理に関する件

第5 報告第3号 地区委員会の結果に関する件

第6 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請に関する件

第7 議案第2号 農農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画(案)に係る意見に関する件

第8 議案第3号 現況証明願いの発給に関する件

第9 議案第4号 令和6年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表(案)及び令和7年度最適化活動の目標の設定等(案)

6. 農業委員会事務局職員

本 庁－事務局長 藤田 浩樹、主任 佐々木 理人

穂別支局－支局長 宮村 敦嗣、主査 長谷山 美香

7. 会議の概要

事務局 | 総会の開催にあたり、佐々木会長から挨拶と引き続き進行をお願いします。

会	長	【会長挨拶】
議	長	それでは、総会に入ります。本日の出席委員は23名です。 欠席は5番・渋谷委員、6番・柴田委員、15番・田代委員、25番・藤江委員の4名です。定足数に達しておりますので、ただ今から第8期第10回むかわ町農業委員会総会を開催いたします。それでは、議事日程に従い進めてまいります。 日程第1「議事録署名委員の指名」ですが、21番・中澤委員、22番・藤岡委員の両名を指名したいと思いますよろしくお願いします。 (異議なしの声あり)
議	長	それでは、両名に決定をいたしました。 日程第2「会期の決定」ですが、本日の案件は、報告3号、議案4件の合わせて7件です。従って、会期は本日一日にしたいと思いますよろしくお願いします。 (異議なしの声あり)
議	長	異議がないようですので、会期は本日一日と決定いたしました。 次に、諸般の報告ですが、お手元に印刷配布しております諸般の報告のとおりですので、御了承願います。 次に、日程第3 報告第1号「人事異動の発令に関する件」を議題といたします。事務局の説明を求めます。
事 務 局		議案書1ページをお開き願います。 【議案書を朗読し内容を説明】 以上です。
議	長	事務局の説明が終わりました。これから、説明に対する質疑を行います。報告第1号について、質疑はございませんか。 (発言なし)
議	長	質疑なしと認め、報告第1号は原案どおり承認することに決定いたします。 次に、日程第4 報告第2号「農地法第18条第6項の規定による通知書の受理に関する件」を議題といたします。事務局の説明を求めます。
事 務 局		報告第2号、農地法第18条第6項の規定による通知書の受理に関する件について、ご報告申し上げます。 議案書は3ページからです。 【議案書を朗読】 1番については、借主の意向により解約に至ったものです。以上で報告第2号の説明を終わらせていただきます。

議 長 事務局の説明が終わりました。これから、説明に対する質疑を行います。報告第2号について、質疑はありませんか。

(発言なし)

議 長 質疑なしと認め、報告第2号は原案どおり承認することに決定いたします。次に、日程第5 報告第3号「地区委員会の結果に関する件」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事 務 局 報告第3号、地区委員会の結果に関する件について、ご報告申し上げます。
【議案書を朗読】

4月につきましては、議案書に記載のとおり、11日に川西川東地区委員会を開催しております。川西及び川東地区委員会では、それぞれ農用地利用集積等促進計画の利用権設定1件について、審議した結果、適当と判断しております。以上で報告第3号の説明を終わらせていただきます。

議 長 事務局の説明が終わりました。これから、説明に対する質疑を行います。報告第3号について、質疑はありませんか。

(発言なし)

議 長 質疑なしと認め、報告第3号は原案どおり承認することに決定いたします。次に、日程第6 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請に関する件」を議題といたします。なお、本案件については、XXXXXXXXXXとXXXXXXXXXXが被設定人となっており、議事参加ができませんが、質問などを行わないことを条件に、退席しないでこのまま審議を続けることとしてよろしいか、お諮りいたします。ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 異議がないようですので、このまま審議に入ります。事務局の説明を求めます。

事 務 局 議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請に関する件について、ご説明を申し上げます。

議案書6ページをお開き願います。

【議案書を朗読】

1番と2番については、交換による所有権名義人の変更をするものです。

3番から5番につきましては、相手方の要望により賃貸借するものです。

以上、事務局と農業委員が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況を確認しており、別添の調査書のとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

議案書7ページから16ページまで、図面、調査書を添付しておりますのでご確認願います。以上で議案第1号の説明を終わらせていただきます。よろし

事務局 くご審議、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長 ただいまの説明に関連して、地区担当委員の方から現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

24番 1番2番について、現地を確認してきましたので報告します。
 ■さんと■さんが農地を交換する案件ですが、取得後は水稻を作付けする計画となっています。これまでの耕作状況から適正に耕作されるとともに、周辺農地への影響はないものと判断します。以上です。

11番 3番4番について、現地を確認してきましたので報告します。
 ■さんが■さん■さんに農地を賃貸する案件ですが、取得後はいずれも水稻を作付けする計画となっています。これまでの耕作状況から適正に耕作されるとともに、周辺農地への影響はないものと判断します。以上です。

21番 5番について現地を確認してきましたので、報告します。
 5番は■さんが■さんに農地を賃貸する案件ですが、取得後は水稻を作付けする計画となっています。これまでの耕作状況から適正に耕作されるとともに、周辺農地への影響はないものと判断します。以上です。

議長 ありがとうございます。これより、質疑に入ります。説明に対する質疑はありませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしと認め、議案第1号は原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 ご異議がないようですので、議案第1号は原案どおり決定いたします。
 次に、日程第7 議案第2号「農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画（案）に係る意見に関する件」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 議案第2号、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画（案）に係る意見に関する件について、ご説明を申し上げます。
 議案書18ページから、利用権設定2件です。
 【議案書を朗読し、農用地利用集積等促進計画（案）の内容を説明】
 以上、農地中間管理事業による利用権設定2件2筆ですが、この計画要請の内容は、議案書19ページにあります中間管理機構法に規定する受け手の各要件を満たしていると考えます。
 図面は、20ページ21ページに添付しておりますので、ご確認願います。
 なお、今後の賃料について、北海道農業公社と協議した結果、公平性を保つという観点から、千円未満については、四捨五入することとします。

事務局	以上で議案第２号の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議ご決定くださいますようお願い申し上げます。
議長	事務局の説明が終わりました。これより、質疑に入ります。説明に対する質疑はありませんか。
	(発言なし)
議長	質疑なしと認め、議案第２号は原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。
	(異議なしの声あり)
議長	ご異議がないようですので、議案第２号は原案どおり決定いたします。 次に、日程第８ 議案第３号「現況証明願いの発給に関する件」を議題といたします。事務局より説明を求めます。
事務局	議案第３号、現況証明願いの発給に関する件について、ご説明を申し上げます。 議案書２３ページをお開き願います。 【議案書を朗読】 １番２番は公簿地目が農地となっており、公簿地目変更登記をするため現況証明書発給の願い出を受けたものです。 現地確認結果として、議案書に記載のとおり、１番は山林化しており、２番は宅地となっており農地として利用されておらず、農地法上の農地に相当しないため、農地採草放牧地以外と確認をしております。 議案書２４ページ２５ページに図面を添付しておりますので、ご確認願います。以上で議案第３号の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議、ご決定くださいますようお願い申し上げます。
議長	ただいまの説明に関連して、地区担当委員の方から現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。
２６番	現地を確認してきましたので報告します。 申請地は、事務局からの説明がありましたとおり、相当期間、農地として利用されておらず、非農地化状態となっており、農地法上の農地に相当しないため、農地・採草放牧地以外と判断しております。以上です。
１４番	現地を確認してきましたので報告します。 申請地は、事務局からの説明がありましたとおり、３０年以上前から宅地化状態となっており、農地法上の農地に相当しないため、農地・採草放牧地以外と判断しております。以上です。
議長	ありがとうございました。これより、質疑に入ります。説明に対する質疑はありませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしと認め、議案第3号は原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 ご異議がないようですので、議案第5号は原案どおり決定いたします。
次に、日程第9 議案第4号「令和6年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表（案）及び令和7年度最適化活動の目標の設定等（案）」を議題といたします。事務局より説明を求めます。

事務局 議案第4号、「令和6年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表（案）及び令和7年度最適化活動の目標の設定等（案）」について、ご説明申し上げます。

【議案書を朗読】

今年度の取り組みにつきましては、先般、「農業委員会による最適化活動の推進について」（令和4年2月2日付け 農林水産省経営局長通知）にて、各農業委員会は、最適化活動の実施状況の公表に当たり、最適化活動の目標の設定等に取り組むこととなっております。

議案書27ページをお開き願います。

令和6年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表（案）についてです。全般的に昨年度当初に決定した目標に対しての実績等であります。1番「農業委員会の状況」については、記載のとおりであります。

28ページⅡ番「最適化活動の実施状況」につきましては、（1）農地の集積の③実績につきましては、今年度末の集積面積は5,710.5ha、集積率は86.4%です。日頃より農業委員の皆様による相談活動、地域協議のもと、担い手への農地の流動化の推進が図られていると考えます。（2）遊休農地の発生防止・解消についてです。年度当初の遊休農地としてはありませんが引き続き農地利用状況調査等で遊休農地の発生防止及び違反転用などの防止に努める必要があります。

30ページ、2の最適化活動の活動目標につきましては、1人・ひとりの最適化活動、また、活動強化月間期間中も概ね目標通りに活動を行うことが出来ました。

31ページ、（3）新規参入相談会への参加については、①の目標ですが、原則1名以上が相談会に参加することとしていたことから、町地域担い手育成センターと連携し、②の実績に記載のとおり7月と1月の2回、参加いたしました。

32ページ、Ⅲ番、事務の実施状況につきましては、記載のとおりとなっております。

続きまして33ページ、令和7年度最適化活動の目標の設定等（案）についてです。Ⅰ番、農業委員会の状況につきましては、記載のとおりです。

34ページ、Ⅱ番、最適化活動の目標、1の「最適化活動の成果目標」にお

事務局	いては、（１）農地の集積、（２）遊休農地の解消、３５ページ（３）新規参入の促進について、この間の実績を踏まえ計画を立てております。 ３５ページ２の「最適化活動の活動目標」においては、（１）「推進委員等が最適化活動を行う日数目標」について、今年度は７日／月と設定いたしました。ここが、農業委員の記録簿の月の目標部分になり、従来どおりの業務を設定しております。（２）活動強化月間の設定目標は、３回以上、取り組む事としており、８月に遊休農地の解消、１０月・１１月は、農地集積の強化月間として設定しています。（３）新規参入相談会への参加目標ですが、原則１名以上が相談会に参加することとされたことから、町の地域担い手育成センターと連携し、令和６年度同様に参加していく設定とさせていただきます。 以上が、令和６年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表（案）及び令和７年度最適化活動の目標の設定等（案）となりますので、内容をご確認いただき、ご審議、ご決定くださいますよう、よろしくお願いいたします。
議長	事務局の説明が終わりました。これより、質疑に入ります。説明に対する質疑はありませんか。 （発言なし）
議長	質疑なしと認め、議案第４号は原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。 （異議なしの声あり）
議長	ご異議がないようですので、議案第４号は原案どおり決定いたします。 以上をもちまして本日の総会に提案された案件の審議が全て終了いたしましたので、ここで閉会といたします。